

4 林政利第 41 号
令和 4 年 5 月 20 日

都道府県知事 殿
(木材利用普及啓発担当課扱い)

林野庁長官

令和 4 年度林野庁木づかい運動取組方針について

木材の利用促進について、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

林野庁では、地球温暖化対策の推進や資源循環型社会の形成等に貢献するため、木材利用の意義等についての消費者の理解を促進する国民運動として、「木づかい運動」に取り組んできたところです。

昨年改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）（通称「都市（まち）の木造化推進法」）において、10 月 8 日が「木材利用促進の日」、10 月が「木材利用促進月間」として法定されました。

これを受け、令和 4 年において、別添の「令和 4 年度林野庁木づかい運動取組方針」に基づき、木材利用の促進に直結する様々な取組を実施することとしております。

つきましては、貴（都道府）県におかれましても、「木材利用促進月間」の期間を含め、木材利用に向けた各種イベントや普及啓発活動に積極的に取り組んでいただくとともに、様々な主体による木材利用推進に係る活動への御支援について特段の御配慮をお願いいたします。また、木材利用に向けた取組の推進について、関係市町村及び関係団体に対しても周知いただきますようお願いいたします。

担当：木材利用課消費対策班
石飛、重光
電話 03-6744-2298

令和4年度林野庁木づかい運動取組方針

林野庁は、木材利用の意義を広め、木材利用の拡大につなげていくための国民運動として「木づかい運動」を進めているところであり、令和4年度は以下に沿って取り組むこととする。

第1 背景

(1) 木材利用の意義と木づかい運動

林野庁は、平成17年度から、木材、とりわけ国産材の利用の意義を広め、木材利用の拡大につなげることにより、森林の有する多面的機能の発揮、地球温暖化対策の推進や、資源循環型社会の形成を図るための国民運動として「木づかい運動」を展開するとともに、10月を「木づかい推進月間」として集中的に活動を行ってきた。

(2) 都市（まち）の木造化推進法

昨年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が改正され、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称「都市（まち）の木造化推進法」）になるとともに、基本方針等の対象が公共建築物から建築物一般に拡大された。また、国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、10月8日が「木材利用促進の日」、10月が「木材利用促進月間」と法定化され、国等はこれにふさわしい事業を行うよう努めるものとされた。さらに、農林水産大臣を本部長とし、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び環境省の各大臣を本部員とする木材利用促進本部が置かれたところであり、関係省庁が一体となって木材利用の促進に務めているところである。

(3) 最近の木材利用に向けた動き

木材利用を取り巻く近年の状況をみると、従来木材があまり使われてこなかった非住宅・中高層の建築物における木材利用を進めていこうとの気運が醸成されつつある。林野庁としては、令和3年9月、経済・建築・木材供給関係団体などの川上から川下までの幅広い関係者が一堂に参画する官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（通称「ウッド・チェンジ協議会」）を立ち上げ、木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信などを行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組んでいるところである。

第2 令和4年度実施の重点事項

上記第1の背景の下、民間企業を含め、広く消費者に向けて木材の良さや木材利用の意義について情報を発信・提供する必要性が高いことから、木材利用促進本部の関係省、地方公共団体や関係団体等と連携し、10月を集中期間としつつ一年を通して更なる木材利用の推進に向けた取組を進めることとする。特に令和4年度においては、都市の木造化推進法や同法に基づく「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」も踏まえ、以下2点について重点的に取り組む。

- ① 社屋、店舗、医療福祉施設、集合住宅等の建築物の潜在的な施主である企業等をターゲットとした、都市等における非住宅建築物や中高層建築物の木造・木質化等のウッド・チェンジ^{*}を促す情報発信
- ② 若い世代や木材利用に関心の薄い層をターゲットとした、ウッド・チェンジにつながる具体的な行動を促進するため、木を取り入れたライフスタイルの価値や、SDGsの視点及び人や社会・環境に配慮した消費行動「倫理的消費（エシカル消費）」による木材の選択的購入等に関する普及啓発

※ ウッド・チェンジとは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指す。

第3 具体的な取組内容

林野庁としては、関係各機関や団体等と連携し、「木材利用促進月間」を中心に「木材利用促進の日」も念頭に置きながら、年間を通じて以下の活動を行う。

- ① 関係機関や地方公共団体等の「木づかい」の推進に係る情報の集約・発信
- ② ウッド・チェンジ協議会における議論と成果に係る発信
- ③ 「ウッドデザイン賞」等顕彰に係る取組の支援
- ④ 顕彰事業における受賞作品や林福連携により開発された製品等の紹介
- ⑤ 木を取り入れたライフスタイルの価値や SDGs への貢献等を分かりやすく伝えるコンテンツの作成、web サイト、SNS、広報誌等各種メディアを通じた広報
- ⑥ シンポジウム、各種展示や講演等を通じた発信
- ⑦ 木育に係る各種活動への支援
- ⑧ ウッド・チェンジロゴマークの普及を通じた賛同者の拡大

第4 木材利用促進月間における取組

10月8日が「木材利用促進の日」、10月が「木材利用促進月間」と定められたことを受け、特に本月間の期間において、木材利用推進本部を構成する農林水産省、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、地方公共団体、関係団体等が連携して集中的な普及啓発活動等に取り組むこととする。

第5 その他

年間を通じた取組の一環として、合法性が確認された木材・木材製品の利用に留意しつつ、間伐材を利用したコピー用紙、紙製飲料缶等の身近な地域材製品の購入に積極的に取り組む。また、関係機関・部署等へ地域材製品購入の働きかけを行うなど、日常的な木づかい運動の広報・実践活動に努める。



木づかいが 森をよくする 暮らしを変える

ウッド・チェンジ



森の資源の循環利用

使う



植える



「ウッド・チェンジ」は、
身の回りのものを木に変える、
木を暮らしに取り入れる、
建築物を木造化・木質化するなど、
木の利用を通じて持続可能な社会へ
チェンジする行動です。

伐る



育てる



木材利用促進本部

農林水産省 総務省 文部科学省 国土交通省 経済産業省 環境省

10月は木材利用促進月間

